

# とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材派遣業務受託者選定に関する企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材派遣業務に関する受託者を企画提案競技方式により選定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 企画提案の概要

- (1) 名 称 とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材派遣業務
- (2) 就業場所 東海村役場（茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号）
- (3) 派遣期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容 別紙「とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材派遣業務仕様書」のとおり
- (5) 限 度 額 令和 8 年度予算額 11,403 千円（税込）  
※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

## 3 参加資格

本件の企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生開始手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 7373 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第 6 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。
- (4) 東海村暴力団排除条例（平成 24 年東海村条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者でないこと。
- (5) 納税義務のある税を滞納していない者であること。

## 4 参加表明書の提出

- (1) 提出書類

ア 東海村物品調達等入札参加資格選定規程（平成3年東海村規程第3号）第12条に規定する物品調達等入札参加有資格者名簿に登録されている法人（以下「登録法人」という。）

（ア） 参加表明書（様式第1号）

（イ） 会社概要書（様式第2号）

※労働者派遣事業の許可書の写しを添付すること

（ウ） IT人材派遣実績書（様式第3号）

イ 登録法人以外の法人

ア（ア）から（ウ）までに加え、以下の書類を提出するものとする。

（エ） 登記事項証明書（法務局発行のもので、提出日以前3月以内の証明のもの）

（オ） 提出日直前の決算に係る2期分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

（カ） 国税納税証明書「その3の3」（提出日以前3月以内の証明のもの）

（2） 提出部数 各1部

（3） 提出期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月13日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（4） 提出方法 持参または郵送により、提出すること。

（5） 提出場所 東海村総合戦略部デジタル改革推進課窓口・働き方改革担当

（住所）〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

（電話）029-282-1711（内線1343）

（6） 参加承認 本件への参加可否を、令和8年1月14日（水）までに通知する。

## 5 質問の受付及び回答

本件に関する質問等がある場合は、必ず次のとおりとする。その他の方法による質問等を行った場合は、公平性確保の観点から質問を無効とする。

（1） 受付期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月8日（木）午後4時までとする。

（2） 質問方法 電子メールで、下記のメールアドレス宛まで提出すること。

メールアドレス：marudigi@vill.tokai.ibaraki.jp

（3） 留意事項 質問に用いる書類の様式は自由とし、次の項目を明記すること。

ア 表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

イ 事業者名、担当者の氏名、連絡先（所属、電話番号等）

（4） 回答 令和8年1月9日（金）午後5時までに、あらかじめ届出のあったメールアドレス宛に電子メールで回答する。

## 6 企画提案書等の提出

（1） 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書

様式は任意とするが、次の事項を漏らさず記入すること。

(ア) 本件に係る人材の採用体制

採用する組織体制、採用基準、採用方法

(イ) 本件に係る人材の研修体制

研修に関する組織体制、採用後の研修期間及び研修内容、配置後の研修回数  
及び研修内容、勤務評価及び評価後の指導体制・指導内容

(ウ) 本件に係る人材の管理体制

勤務状況の把握方法、健康診断の実施方法、連絡及び相談体制、欠勤及び遅  
刻の際の対応方法、トラブル等への対応体制

(エ) とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進における派遣人材の役割に対する  
基本的な考え方

(オ) 「とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材派遣業務仕様書」の  
「7業務内容」に対する会社としての対応

(カ) その他、独自の提案、工夫などのPRがあれば記載すること。

イ とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材候補者例（様式4）

ウ 見積書

様式は自由とし、業務名称及び派遣労働者1人1時間当たりの単価（消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格）、単価に一日の労働時間7.75時間と勤務日数231日を乗じた金額を記載すること。

(2) 提出部数 各5部

(3) 提出期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月21日（水）午後5時  
15分まで（必着）。なお、提出期間内に企画提案書等の提出がない場合、  
は、辞退したものとみなす。

(4) 提出方法 持参または郵送により、提出すること。

(5) 提出場所 東海村総合戦略部デジタル改革推進課窓口・働き方改革担当  
(住所) 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号  
(電話) 029-282-1711 (内線1343)

## 7 事業者の選定等

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時・場所

日 時： 令和8年1月27日（火）午前9時30分以降（参加表明順に設定）

場 所： 東海村役場行政棟4階403会議室

イ 実施時間

1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ その他

(ア) プレゼンテーションの実施日時、場所、その他留意事項は後日通知する。

(イ) プレゼンテーションは、非公開とする。

(ウ) プレゼンテーションは、前記6-（1）で提出された資料をもとに設置され

ている大型ディスプレイ（HDMI 接続）に投影し行う。当日の追加提案は認めない。

（2）選定方法等

ア 事業者の選定に当たっては、東海村とうかいまるごとデジタル化構想 Next 推進に係る人材派遣業務受託者選定企画提案競技審査委員会を設置し、同委員会において選定するものとする。

イ 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、交渉権第1位及び第2位の者を各1者選定するものとする。

なお、審査は、非公開とする。

交渉権第1位に選定された者とは、随意契約に向けた交渉を行うものとする。

ウ 交渉権第1位に選定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第1位に選定された者が後記8の要件に該当したとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、交渉権第2位に選定された者と交渉を行うものとする。

（3）選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知し、交渉権第2位に選定された者については、その旨を通知するものとする。

なお、選定経緯及び選定結果等選定に関する異議等は、一切受け付けない。

## 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）契約締結までの間に村長の指名停止の措置を受けた場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）見積書の見積額（税込）が前記2－（5）の予算額を超えている場合

## 9 その他留意事項

- （1）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- （2）提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- （3）提出書類には、住所、会社名等の提出者を認識できる表示は付かないものとする。
- （4）書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- （5）提出された書類は、返却しない。
- （6）企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- （7）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東海村情報公開条例（平成11年東海村条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。